

瀬戸内市

運動部活動の在り方に関する方針

平成31年1月

瀬戸内市教育委員会

目 次

前文	… 1
本方針策定の趣旨	… 1
運動部活動の位置付け	… 2
これからの運動部活動の在り方	… 2
（1）目指す姿	
（2）運動部活動を通して期待すること	
1 適切な運営のための体制整備	… 3
（1）運動部活動の方針の策定等	
（2）指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	… 4
（1）適切な指導の実施	
（2）運動部活動用指導手引の普及・活用	
3 適切な休養日等の設定	… 5
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備	… 6
（1）生徒のニーズを踏まえた運動部の設置	
（2）地域との連携等	
5 学校単位で参加する大会等の見直し	… 7
6 安全管理と事故防止について	… 7

前 文

- 学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部の責任者（以下「運動部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ振興を大きく支えてきた。
- また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。
- 本市においては、全国的な傾向と同じように、運動をする生徒としない生徒の運動習慣の二極化や、地域によっては、生徒数や運動部活動数等、スポーツに取り組む環境に違いがあるという現状がある。さらに、学校の運動部活動だけでなく、民間のクラブチーム等への加入など、生徒のスポーツへの参加の仕方も多様化している。
- 将来においても、本市の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として、運動部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた運動・スポーツを行うことができるよう、速やかに、運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。
- 本方針は、生徒の視点に立った、学校の運動部活動改革に向けた具体的な取組について示すものであるが、「国のガイドライン」では、今後の少子化の進展の中における、ジュニア期のスポーツ環境の整備について、長期的には従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築にも言及している。
- こうした視点も踏まえ、今後の国及び県における動向も注視しつつ、競技団体等の関係機関とも連携しながら、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築に努める必要がある。

本方針策定の趣旨

- 本方針は、本市の公立中学校の運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
 - ・ 本方針は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁）及び「岡山県運動部活動の在り方に関する方針」（平成30年9月岡山県教育委員会）の趣旨を踏まえて策定していることから、学校についても、本方針を参考に、運動部活動の内容や指導の在り方について 検討や見直しを行い、適切で

効果的な指導が行われることにより、運動部活動が一層充実していくことを期待する。

- ・ 文化部活動については、当面は、本方針に準じた取扱いとする。

運動部活動の位置付け

- 学校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程と関連して行われるものである。

中学校の学習指導要領では、次のように規定されている。

●中学校学習指導要領（平成29年3月）【抜粋】

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項 1.ウ

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

これからの運動部活動の在り方

(1) 目指す姿

- 市教育委員会は、学校等と連携を図り、『生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築する』という観点にたち、次に示す視点を重視して、運動部活動が地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・ 生徒の豊かなスポーツライフを実現するために、知・徳・体のバランスのとれた健全な成長につながる活動とすること
また、生徒が自ら目標や課題を設定し、解決に向けて仲間と共に考え、判断し、実践するといった自立した活動になることや、限られた活動時間で、工夫して練習に取り組むことができる資質・能力の育成を図ることなどを通して、主体的・対話的で深い学びができるようにすること
- ・ 科学的トレーニングの積極的な導入等により、できるだけ短時間に、合理的でか

つ効率的・効果的な活動となること

- ・ 運動部顧問の決定に当たっては、公務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意し、教師の生徒と向き合う時間の確保ができるようにするとともに、ワークライフバランスの実現に向けた活動となること

(2) 運動部活動を通して期待すること

- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養
- ・ 運動習慣の獲得により、1週間の総運動時間60分未満の生徒の減少
- ・ 体力の向上により、新体力テスト総合評価D及びEの生徒数の減少
- ・ 競技力の向上により、全国中学校体育大会出場者数、全国高等学校総合体育大会等入賞者数の維持・向上
- ・ 生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現

1 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

- ア 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。
運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- ウ 市教育委員会は、上記アに関し、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。
- イ 市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。
なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学

的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 市教育委員会は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 市教育委員会及び校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年3月30日付け教教評第1047号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」、県教育委員会及び市教育委員会が策定した方針に則るとともに、県教育委員会が作成する「運動部活動指導資料」を参考にして、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。さらに、運動部顧問は生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウト

することなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 運動部活動用指導手引の普及・活用

運動部顧問は、中央競技団体が作成する指導手引（競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成され、運動部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を活用して、2（1）に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、休養も練習の一環という観点において、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究^{※1}も踏まえ、以下を基準とする。

- 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等^{※2}で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 1日の活動時間^{※3}は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

※¹ 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

※² 練習試合については、常態化することがないよう留意するとともに、生徒及び教師の過度の負担とならないよう精査すること。

※³ 本方針での「活動時間」とは、スポーツ活動時間を意味しており（会場への移動、準備、片付け、ミーティング、複数校で実施する練習試合の試合間の休憩、見学等は含まない）、身体的トレーニング効果が期待される活動のことである。また、朝練習については、1日の活動時間を含み、放課後の練習時間が十分に取れない場合等に、学校生活や家庭生活等へ十分配慮した上で行うこと。

イ 市教育委員会は、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、1（1）に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、市教育委員会が策定した方針に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定、明記し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

（1）生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子の約3割が60分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である※⁴中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する。

イ 市教育委員会及び関係機関等は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を検討する。

（2）地域との連携等

ア 市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

※⁴ スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成30年2月公表）では、運動部や地域のスポーツクラブに所属していない、又は、文化部に所属していると答えた中学校2年生が運動部活動に参加する条件は、「好きな、興味のある運動やスポーツを行うことができる（男子42.9%・女子59.1%）」、「友達と楽しめる（男子42.7%・女子60.4%）」、「自分のペースで行うことができる（男子44.4%・女子53.8%）」が上位であった。

イ 公益財団法人岡山県体育協会、地域の体育協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、県教育委員会及び市教育委員会等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を推進する。

また、県教育委員会及び市教育委員会等が実施する部活動指導員の任用・配置や、運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組に協力する。

ウ 県教育委員会、市教育委員会及び関係機関等は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツに親しめる場所が確保ができるよう、学校体育施設開放事業を推進する。

エ 県教育委員会、市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の中で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 県学校体育連盟、県教育委員会及び市教育委員会は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定める。

イ 校長は、県学校体育連盟、県教育委員会及び市教育委員会が定める上記アの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

6 安全管理と事故防止について

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動における安全管理について、「中学校・高等学校における部活動の在り方について」の一部改正について（平成29年6月9日付け教教評第277号）及び県教育委員会が作成する「運動部活動指導資料」を踏まえ、事故の未然防止や事故発生時の適切な対応について校内研修を行うとともに、生徒に対して安全に関する指導を適切に行う。

運動部顧問は、活動場所における施設・設備の点検、活動における安全対策（ゴールの固定、防護ネットの設置、危険行為の禁止等）、気象急変時（急な大雨、竜巻、雷等）の安全確保、適切な生徒引率（公共交通機関の利用等）などを徹底するとともに、生徒が、自らの身の安全を守るための知識や行動を身に付けることができるよう指導を行い、意識の高揚を図ること。

イ 近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の運動部活動における熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に向けた取組を強化することが急務であり、運動部活動における生徒の熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するとともに、適切に対応すること。

○ 「熱中症事故の防止のための緊急対策について」（平成30年7月26日付け保学第33号）を踏まえ、気温や湿度、生徒一人一人の状況等により、活動内容を適切に判断すること。

※参考（公財）日本体育協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（2013）

○ 広域的な大会等で止むを得ない事情により、活動する場合には、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得（30分おきに休息を取る等）、活動前後、活動中の健康観察を実施する等、熱中症予防に万全を期すこと。